●トナミ運輸事件・富山地裁判決と公益通報者保護法

公益通報者保護法の法的問題

國武英生 北海道大学大学院

はじめに

用される時代を迎えた、と評することができょ 為を是正する手段として内部告発が本格的に活 知ったとしても黙認し、 犠牲が大きければ、労働者は企業の不正行為を れるようになった。とはいえ、内部告発による ったことから、内部告発の重要性が広く認識さ が市民の生命や身体の安全にかかわる事柄であ 理由とした不利益取扱いの禁止等が特定された。 のルールが明確化されるとともに、公益通報を れるのである。この法律の制定により、不正行 内部告発者を保護するための法整備が必要とさ されないまま放置されることになる。そこで、 通報者保護法が成立した。その結果、公益通報 企業不祥事が発覚している。それらの不祥事 これまでに内部告発が契機となって、数多く 平成一六年六月、内部告発者を保護する公益 企業の不正行為は改善

しかしこの法律によって、企業のコンプライ

法理の理解も不可決といえよう。
法理の理解も不可決といえよう。

具体的な判断基準を探ることとしたい。内部告発に関する裁判例を検討し、内部告発の容を紹介し、同法の法的課題を整理する。次にするものである。まず、公益通報者保護法の内本稿は、公益通報者保護法の法的問題を検討

公益通報者保護法の概要

立法目的

ことを目的としている(一条)。活の安定および社会経済の健全な発展に資する関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に国民の生命、

公益通報

同法が定義する「公益通報」とは、労働者が不正の目的でなく、その労務提供先またはそのないる旨を、当該労務提供先もしくは当該労務提供先があらかじめ定めた者、または権限を有する行政機関、または当該通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとして対象事実が生じ、またはまさに生じようとしてがまらかじめ定めた者、または権限を有することがその発生もしくはこれによる被害の拡充で防止するために必要であると認められる者大を防止するために必要であると認められる者大を防止するために必要であると認められる者大を防止することをいう(二条一項)。

「公益通報」のポイントは次のように整理で

ある。

通報者」として定義される(二条二項)。働者である。したがって、正社員だけでなくパートやアルバイト、派遣労働者も含まれる。加ートやアルバイト、派遣労働者も含まれる。加強をした労働者は、この法律において「公益通報をした労働者は、この法律において「公益通報者」として定義される(二条二項)。

示されている。
書するなどの「他人に損害を加える目的」が例するなどの「不正の利益を得る目的」、第三者をことが必要である。この法律では、金品を授受ことが必要である。

生する蓋然性が高い場合である。とが必要である。「まさに生じようとしている」とが必要である。「まさに生じようとしているこ実が生じ、またはまさに生じようとしているこ実が生じ、な益通報をする際には、通報対象事

る。 う制限が加えられていることに留意する必要が 手方は、 らかじめ定めた者の例としては、外部ホットラ があらかじめ定めた者である。労務提供先があ 止するために必要であると認められる者」とい 報道機関や消費者団体などが想定されているが、 関する権限を有する行政機関である。第三の相 定されている。 通報対象事実の発生もしくは被害の拡大を防 さらに、 親会社、 一の相手方は、 事業者外部の者である。具体的には、 通報の相手方が三つに区分されてい 第二の相手方は通報対象事実に 顧問弁護士、労働組合などが想 労務提供先と労務提供先

3 通報対象事実

担保されていない法令違反は除外される。 に従わないことも通報対象事実に含まれる(一 とになっている場合、 罰を科す前に指示、 実をいう (二条三項一号)。また、行政機関が刑 別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事 財産その他の利益の保護にかかわる法律として 体の保護、 条三項二号)。ただし、 公正な競争の確保その他の国民の生命、 通報対象事実」とは、 消費者の利益の擁護、 命令等の行政処分をするこ 刑罰によりその実効性が 行政機関の指示・命令等 人の生命または身 環境の保全、 身体、

止法、 品衛生法、 にするため、 を受けない通報については、 税などの各種税法や政治資金規正法などの法律 働組合法、 法律である。 律を定める政令」によって規定された四〇七の 適用を妨げるものではないと規定されている く保護を受けることができるという趣旨を明確 は対象から除外されている。 0 法律の他、 (六条二項)。 法律などが適用の対象となったものの、 通報対象事実の対象となる法律は、 廃棄物処理法、 商法、 証券取引法、JAS法、 「公益通報者保護法別表第八号の法 この政令により、 労基法一八条の二 (解雇制限) 独占禁止法、 個人情報保護法の七つの 一般法理にもとづ なお、 社会保障法関係 労働基準法、 同法の適用 大気汚染防 刑法、 所得 の 労 食

4 通報手

合に保護される (三条一号)。 者内部への公益通報は、通報対象事実が生じ、 異なる保護要件が設定されている。まず、事業 の報手続については、通報の相手方に応じて

れる (三条二号)。信じるに足りる相当の理由がある場合に保護さ実が生じ、またはまさに生じようとしていると実が生じ、行政機関への公益通報は、通報対象事

当の理由があることに加えて、 まさに生じようとしていると信じるに足りる相 されるためには、 が追加されている。 を正当な理由がなくて要求された場合、 ば解雇その他不利益な取扱いを受けると信じる ⑤個人の生命または身体に危害が発生し、 先が正当な理由がなくて調査を行なわない場合、 行なう旨の通知がない場合または当該労務提供 〇日を経過しても、 により事業者内部への公益通報をした日から二 通報または行政機関への公益通報をしないこと る場合、③労務提供先から事業者内部への公益 おそれがあると信じるに足りる相当の に足りる相当の理由がある場合、 の公益通報または行政機関への公益通報をすれ の公益通報をすれば証拠が隠滅されるなど 事業者外部への通報については、 通報対象事実が生じ、 当該労務提供先から調査を 事業者外部への通報が保護 ①事業者内部 ②事業者内部 さらに要件 理由があ ④書面 または

必要がある(三条三号)。 る相当の理由がある場合のいずれかに該当するは発生する急迫した危険があると信じるに足り

として、事業者内部への公益通報の要件 として、事業者内部への通報ができない合理的 をして、事業者内部への通報ができない合理的 をして、事業者内部への通報ができない合理的 として、事業者内部への通報ができない合理的 として、事業者内部への通報ができない合理的 として、事業者内部への通報ができない合理的 として、事業者内部への通報ができない合理的

5 公益通報者の保護

公益通報を理由とする解雇は無効となる(三条)。また、派遣労働者に対する公益通報を理由とした労働者および退職した労働者に対する降地減給その他の不利益な取扱いはしてはなら格・減給その他の不利益な取扱いはしてはならない(五条一項)。派遣先が公益通報を理由ととする派遣先による労働者派遣契約の解除も、とする派遣先による労働者派遣契約の解除も、とする派遣労働者に対する公益通報を理由とない(五条二項)。

6 公益通報者・事業者・行政機関の義務

共の利益を害することのないよう努めなければ公益益報者は、他人の正当な利益または公

ければならない(一一条)。 せいときはその旨を、遅滞なく、公益通報 大政機関については、必要な調査を行ない、法 行政機関については、必要な調査を行ない、法 では、必要な調査を行ない、法 をければならない(一〇条)。また、通報者が権 なければならない(一〇条)。また、通報対象事 とらない(八条)。公益通報 とらない(八条)。ときには適当な措置をとら なければならない(一〇条)。また、通報対象事 を付ればならない(一〇条)。また、通報対象事 をがればならない(一〇条)。また、通報対象事 をがればならない(一个条)。

7 公益通報者保護法の意義と問題点

う用語を「公益通報者」と言い換えることによ 内に内部通報制度を設ける企業が増加した。株 が、ここでその意義と問題点を確認しておこう。 させたといえよう。さらに、裏切りや密告とい %、「今後設置する予定である」会社が一三・ 段階では、社内に内部通報機関を設置している 主オンブズマンの調査によると、二〇〇二年の 発者の保護を一般に周知させるという点におい ことは有意義であろう。同法の制定は、内部告 の調査では、「設置している」会社が六八・四 企業は、一七%であった。二〇〇四年のその後 て意義を有する。また、同法の制定により、社 ったマイナスイメージの強い「内部告発」とい 一%となっており、同法は企業の取組みを促進 て、 まず、内部告発者の保護が明文で規定された 以上、公益通報者保護法の仕組みを概観した 内部告発のもつプラス側面に光をあてる

ことに成功している。

して以下をあげることができる。しかし、問題点も少なくない。基本的問題と

第一に、適用対象者の範囲が限定されている。適用対象者については、不正に遭遇する可は、雇用類似の就業者などの取扱いも問題となは、雇用類似の就業者などの取扱いも問題となは、雇用類似の就業者などを適用対象者から除外している。適用対象者については、不正に遭遇する可能性のある者という観点から柔軟に判断しているくべきであろう。

べきである。

であろう。公益通報をすれば不利益な取扱いをであろう。公益通報をすれば不利益な取扱いをであろう。公益通報をすれば不利益な取扱いをにあるが象に含まれないとしていることも問題

第二に、通報対象事実が限定されているとい第二に、通報対象事実をあらかじめ指定された法令違反行為、同法に指定されていない法令違反行為、同法に指定されていない法令違反行為、同法に指定されていない法令違反行為、同法に指定されていない法令違反行為、同法に指定されていない法令違反行為、同法に指定されているとい方点も問題といえよう。

一に、通報手続について、労務提供先や行

ないだろう。 らかになっていないということである。 通報者の保護としては不十分なものになりかね 外部への公益通報が許されないとすれば、公益 0) 政機関の調査が不十分な場合に、事業者外部へ 不十分な場合や懈怠した場合であっても事業者 公益通報が許されるのかどうかという点が明 調査が

過度に抑制されることになる。 厳格に解釈すれば、 制限が加えられていることである。この規定を するために必要であると認められる者」として その発生またはこれによる被害の拡大を防止 第四に、 事業者外部への公益通報について、 事業者外部への公益通報が

が発生する可能性が残されているということで は、公益通報者を萎縮させる危険性がある。 あるとすれば、その解釈・適用いかんによって 任が公益通報者に発生することを認める趣旨で 階で追加されたものである。この規定が、「公 ればならない」という八条の規定は、法案の段 は公共の利益を害することのないよう努めなけ ある。「公益通報者は、 益通報」をしたとしても、刑事上・民事上の青 第五に、 公益通報者に刑事上・民事上の責任 他人の正当な利益また

がある。 ことである。このままでは、 公益通報者に過重な立証責任を負わせる可能性 いて公益通報者が立証責任を負うことになり、 第六に、立証責任に関する規定がないという 通報対象事実につ

同法は、 立法課程で参考にしたイギリス公益

> 法は、 正当な情報開示については民事上・刑事上の責 る。とりわけ、通報対象事実についてはイギリ(®) 報を期待することはできないだろう。 度を設けたとしても、 ような制度設計では、 能するのである。 を軽減し、 任を免責しており、さらに立証責任にていても 厳格に規定されている。イギリス公益情報開示 スのそれよりせまく、 っているからこそ、内部通報前置の仕組みが機 部を使用者側に転換している。労働者の負担 とりわけ、 通報内容を広く制定しているだけでなく 広く情報開示を求める制度設計にな 通報対象事実についてはイギリ わが国の公益通報者保護法の 通報手続についてもより 労働者の積極的な内部通 たとえ企業が内部通報制

内部告発をめぐる裁判例

要な部分について同法からは必ずしも明らかに ることとしたい。 ならない。そこで、従来の裁判例について検討 体的な判断基準が明確になるわけではない。 してみよう。まず、 わけ、真実性の判断方法、通報手続などの重 公益通報者保護法が施行されたとしても、 その後に具体的な判断基準について検討す 裁判例の全体的傾向を確認 ٢ 具

ŋ

1 裁判例の全体的 傾向

(1)紛争類型

る。 争類型は多様化しつつある。 労働判例八八二号五〇頁)、配転事案 究・研究機構事件・東京地判平一六・九・一三 違反を理由とする退職金減額事案 例八五五号二二頁、トナミ運輸事件・富山地判平 発)事件・大阪地堺支判平一五・六・一八労働判 頁)、損害賠償事案(大阪いずみ市民生協 地判平一四・一〇・一八労働判例八三七号一一 七号五四頁、杉本石油ガス(退職金)事件・ 件・大阪地判平一一・一〇・二九労働判例七七 賃金減額事案(毅峰会(吉田病院・賃金請求) ンスや手続の観点から処分の相当性が判断され 問題となり、 戒事由もしくは解雇事由に該当するかどうかが 大半である。この場合、まず労働者の行為が懲 る懲戒処分ないし解雇の効力が争われた事件が 個人活動として行なわれた内部告発を理由とす る懲戒処分の正当性が争われている。 活動としてビラ配布などの情宣活動を理由とす 七四号四〇頁)などもあらわれてきており、 輸事件・神戸地判平一六・二・二七労働判例 一七・二・二三本誌本号二八頁)、調査協力義務 これまでの裁判例をみると、 もっとも最近では、 ついで労働者の行為と処分のバラ 個人活動の事例として かつては、 (労働政策研 (マンナ運 最近では (内部告

(2) 内部告発の規範的根拠

労働者は、 労働契約上、 使用者に対してその

民事裁判例集三一巻一号四九頁)。したがって、 為といえる。 務に違反する行為といえよう。 開示することは、 企業の秘密事項を不正な手段で取得し、 作所事件・東京高判昭五五・二・一八労働関係 いという秘密保持義務を負う 企業の秘密事項を不正に取得・使用・開示しな 二.二五判例時報一三九九号六九頁)。内部告発 実義務を負う(ラクソン事件・東京地判平三・ 正当な利益を不当に侵害しないという内容の誠 企業の信用・名誉を侵害するという側面 同様に、 原則として誠実義務に違反する行 やはり原則として秘密保持義 労働者は使用者に対して (古河鉱業足尾製 外部に

判例によっても見解が分かれている。根拠をどこに求めるかという点については、裁されると解すべきである。ただし、その規範的には、誠実義務違反や秘密保持義務違反は免責しかし、内部告発が一定の要件をみたす場合

とに根拠を求めるものである。宮崎信用金庫事その二は、内部告発が使用者の利益になるこ

例八七八号六九頁)。労働者は、

使用者批判が

法性が大きく減殺されるとしている。の利益に合致する」として、内部告発行為の違の不正を糺すという観点からはむしろ被控訴人際に疑惑解明につながったケースもあり、内部際に疑惑解明する目的で行動していたもので、実三三号四八頁)は、傍論部分において、「不正一(福岡高宮崎支判平一四・七・二労働判例八件(福岡高宮崎支判平一四・七・二労働判例八

その三は、内部告発が使用者の利益になることに加えて、内部告発者の人格権ないしは人格 が利益や表現の自由に根拠を求めるものである。 前掲・大阪いずみ市民生協 (内部告発)事件は、 前掲・大阪いずみ市民生協 (内部告発)事件は、 前掲・大阪いずみ市民生協 (内部告発)事件は、 前掲・大阪いずみ市民生協 (内部告発)事件は、 があること、内部告発を行う者の人格 をいしは人格的利益や表現の自由等との調整 をなり があること、内部告発を行う者の人格 をなり があること、内部告発を行う者の人格 をなり があること、内部告発を行う者の人格 をなり がある。

財団事件・東京地判平一四・一〇・三〇労働判断のように、内部告発の規範的根拠について、大部、大学のように、大部告発は、労働者をであろうか。たしかに、内部告発は、労働者をであろうか。たしかに、内部告発は、労働者をであろうか。たしかに、内部告発が公益性を有するからこそ、労働契約上の義務が免責されると考からこそ、労働契約上の義務が免責されると考からこそ、労働契約上の義務が免責されると考からこそ、労働契約上の義務が免責されると考がらこそ、労働契約上の表務が免責されると考がらこそ、労働契約上の表務が免責されると考がらこそ、労働契約というに、内部告発の規範的根拠について、このように、内部告発の規範的根拠について、

現の自由に求められると解すべきだろう。有する公益性にあるとともに、市民としての表がって、内部告発の規範的根拠は、内部告発のしての表現の自由を有しているのである。した定の範囲で正当化されるように、人格的自律と

検討してみよう。問題となる。そこで、告発内容についてさらにも、どのような告発内容が正当化されるのかが、次に、内部告発が規範的根拠を有するとして

告発内容

(3)

号六五頁、 く学校法人の会計事務処理 労働判例七三五号八九頁)、私立学校法にもとづ **医療法人毅峰会事件**·大阪地決平九·七·一四 地判昭五八・六・七労働判例四一三号三六頁、 報酬不正請求(大成会福岡記念病院事件・福岡 刑事告訴 (芝信用金庫事件・東京地決昭五二・ 具体的には、職場内における傷害などに関する ルにおいても問題となる。そこで、告発内容を なるのはもちろんのこと、告発内容というレベ 目的ないしは動機というレベルにおいて問題と 関連している。公益という観点は、内部告発の して取り扱うべき対象を明確化するためである。 以下のように類型化しておきたい。内部告発と 一・二五労働判例二六九号五〇頁)、病院の診療 ·東京高判平一四·四·一七労働判例八三一 第一は、犯罪行為に関する告発事例である。 規範的根拠という問題は、 群英学園 (名誉毀損) (群英学園 (解雇) 告発内容と密接に 事件·東京高

判平一二・八・七労働判例七九九号四〇頁)、動 働法律旬報一五七二号四〇頁)、ヤミカルテル 駒市衛生社事件・奈良地判平一六・一・二一労 ガス(退職金) 部告発) 事件)、米の不当表示 件)、背任・横領(前掲・大阪いずみ市民生協 為については公益性の高い情報と認められる。 五号二八頁)、不正融資 大阪高決平一四・九・一二労働 て内部告発が行なわれている。これらの犯罪行 (前掲・**トナミ運輸事件**) といった事項をめぐっ (南紀白浜アドベンチャーワール 事件)、ごみ委託料の不正受給 (前掲・宮崎信用 (前掲·杉本石油 法律旬報 バド事件 金庫事 五四 內 **生**

号七三頁、 といえよう。 頁)、公害 形地酒田支決・平元・三・二三労働判例五四一 **病院事件**·千葉地判昭五四·四·二五判例時報 る告発事例である。 三八頁等) 地峰山支判昭四六・三・一○判例時報六二五号 四号八七七頁、 京地判平七・一一・二七労働判例六八三号一七 九四四号一二〇頁、 昭三九・七・三〇労働関係民事裁判例集一五巻 第二は、人の生命、身体、 (仁丹テルモ懲戒解雇事件・東京地決 医療法人思誠会 などについても、 日本計算器 医療実態(九十九里ホーム 清風階光が丘病院事件 (富里病院) 事件・東 (解雇) 健康、安全に関す 公益性の高い 事 件 京都 情報 山

事例である。 校法人敬愛学園 第三は、 九・八労働判例六五七号一二頁)、新聞の捏 社会的に不相当な行為に関する告発 具体的には、 (国学館高校) 高校の教育実態 事件・最 一小判平 **学**

> 八七頁、 高岡山支判昭四三・五・三一判例時報五四七号 を強調するものもある(山陽新聞社事件・広島 利用者の立場からすれば、 かどうかという判断は、 頁 〇・二・六労働判例四五四号六八頁)。 いえるけれども、 不相当な行為に関する情報が公益性を有する しない。 などの問題が争われている。 平四 事 (日本経済新聞社 惠城保育園事件·高松地丸亀支判昭六 なお、 九・二四労働判例 裁判例からは必ずしもはっき 裁判例には事業の公益的性格 ややデリケートである。 (記者HP) 公益性の高い情報と これら社会的 八四四号八七 事件・ 東京

高

13

ŋ

を図る行為であるとともに、自己以外の労働者 告発は、自己の労働条件向上という私的な利益 性を有するか。 事 判例七二四号二五頁)、 者には誰がふさわしいかなどの点について意見 て批判し、 方針に信頼をおけないときには、これらについ 見地から、 の労働条件を守るため、 から問題となる。 0) についてまで、 る批判行為として正当な行為と評価されるもの 会社重光事件・名古屋地決平九・七・三〇労働 を表明することも許される」とするもの 例である。労働条件改善に関する情報は公益 利益にもなるという公益的な側面を持つこと 問題となるのは、労働条件改善に関する告発 その改善を求め、あるいは経営担当 経営者の経営意欲、 これを懲戒の対象とするのは相 労働条件改善を目的とする内部 裁判例には、 「労働者の使用者に対す あるいは社会的公正の 経営能力、 「労働者は自己 (株式 経営

> 頁 テリーナビルディング(日本ハウズイング) 性を有するものと認められる」とするもの 当とはいえないことを考慮しても、 判平一二・四・一七労働判例七九〇号四四 発は正当と評価されている。 東京地判平一五・七・七労働判例八六二号七八 的としたものと認められ、 当でな」いとするもの 「主に労働基準法の遵守や労働条件の があり、労働条件改善を目的とした内部告 (三和銀行事件 その方法、 相応の 態様が相 改善を目 事件 大阪 合理 頁

根拠を必ずしも公益性に求めていない。 労働条件の改善を目的とする内部告発の規範的 告発も正当とされている。ただし、 ている。また、労働条件改善を目的とした内部 に限定されることなく、広く保護の対象とされ このように、告発内容について概観 公益性を有する情報については、 裁判例 法令違反 してみ は

2 内部告発の判断基準

相当性があるかが判断 有するか、 があるか、 発者において真実と信じるについて相当な理由 第一に、内部告発の内容が真実ないしは内部告 内部告発の正当性を判断するにあたっては 第二に、 第三には、 内部告発の目的が公益性を 内部告発の手段・方法の されることになる。

(1)告発内容の真実性

容が真実か、 告発内容の真実性につい もしくは内部告発者において真実 ては、 内部告発の内

とされる傾向が強い。
発発内容に真実性が認められれば、処分が無効発発内容に真実性が認められれば、処分が無効を発力をである。裁判例をみると、真実性の判断と信じるについて相当な理由があるかが問われ

定される。 に虚偽と認められる場合には真実性の要件は否定。 定される。 定される。 に虚偽と認められる場合には真実性の要件は否定。 に虚偽と認められる場合には真実性の要件は否定。 まず、行政機関から改善指導があった場合に まず、行政機関から改善指導があった場合に まず、行政機関から改善指導があった場合に

面 労働判例三一三号三四頁)、「ビラの記事は、全 路加国際病院事件・東京高判昭五四・一・三〇 においては客観的な事実関係と符合」する(聖 係民事裁判例集一四卷六号一四六六頁)、「大筋 聞社事件・岡山地判昭三八・一二・一〇労働関 ずしも虚偽あるいは不当といえ」ない(山陽新 具体的には、「本件ビラはその根本において必 実性の判断は比較的ゆるやかに判断されていた。 程度厳格に判断するのかということである。 情報を含んだ内部告発の場合に、真実性をどの 的に真実ともいえないし、 問 情宣活動などの組合活動事例において、 題は、 部分的には真実とはいえないような さりとて虚構の事 真 従

いった判断がなされている。しえない」(前掲・日本計算器(解雇)事件)とじるにつき相当の理由があったこともまた否定実ともいい難い」し、「これを真実であると信

職金) 里 としても、 蓋然性が高い」として、 8 発に係る事実関係は真実であったか、少なくと 真実と信じるにつき相当な理由がある」(前掲・ 点がなくはない」が、「根幹的部分で真実又は 表現に誇張が見られること、背任、 実であるというべき」(前掲・杉本石油ガス(退 たものがある。 あったといえる」(前掲・トナミ運輸事件) とし も真実であると信じるに足りる合理的な理由が ついては不起訴とされていることといった問題 て証拠が揃っていると言いながら、 している。 大阪いずみ市民生協 病院) もっとも、 ない傾向にある。 事件)、「多少不正確な部分があり、また 事件は、 その他にも、 情報収集手段に問題があることを理 最近の裁判例は真実性を厳格に求 なお、真実性の要件を満たした 「医学的見地から誤りである (内部告発) 事件)、「内部告 前掲・医療法人思誠会 「主要な点において真 真実性を緩やかに認定 刑事告発に 横領につい (富

例八三三号五五頁)。 用金庫事件・宮崎地判平一二・九・二五労働判由に懲戒解雇が有効とされた例もある(宮崎信

実性は失われないと解すべきだろう。り、多少の表現が不適切であったとしても、真るいは著しく誇張歪曲したと認められないかぎ性の証明は不要であって、事実を捏造した、あ性の証明は不要であって、事実を捏造した、あ

(2) 内部告発の目的

る。 二五労働判例七九八号八五頁)。 にある。 うかによって左右されている。 るというよりも、 は目的において正当性を欠くとされている 支援を求めた行為に賛同できないと判断してい らいがないではない」ことを考慮して、 事に対する個人的かつ感情的な動機に基づくき 前掲・群英学園(解雇) っても、 れない場合には、 パンシステム事件・東京地判平一二・一〇・ 内部告発の目的については、 また、 たとえば、 目的の公益性は否定されるという傾向 私利を目的とした恐喝的な内部告発 公益性を有する告発内容であ 真実性の要件を充足したかど 真実性の要件が否定された 事件・東京高判は、 真実性が認めら 独自に判断され 組合に

内部告発の手段・態様

(3)

①内部通報の必要性

内部告発の手段・態様に関しては、労働者が

報前置が必要かどうかという問題である。たかどうかがポイントになる。いわゆる内部通内部告発をする前に企業内部で是正の努力をし

あったとしても、 ベンチャーワールド事件) 部で改善の努力をしなかったとして、 は使用者の被る不利益にも配慮することが必要 要請される信頼関係維持の観点から、 掲 背するものであり許されないとするもの 部に公表するなどという行為は、 手順を捨象していきなりマスコミ等を通じて外 を求める等の手順を踏むべきであり、こうした 視している。 する保健所への内部告発を無効とした前掲・医 されるとしている。また、医師の診断方法に関 状態が改善されない場合」に内部告発が正当化 の正当性を否定するもの であるとするもの かかわらず、 前に病院内部で指導改善の要請を行なったにも 療法人思誠会(富里病院)事件では、労働者が事 京地判は、「その従業員が内部で努力するも右 傾向にある。 ·群英学園 裁判例は、 さらには、 事態が改善されなかったことを重 原則として内部通報前置を求める 前掲·首都高速道路公団事件 (解雇) 内部の検討諸機関に調査検討 (前掲・トナミ運輸事件)、内 事件)、労働契約において 不正経理問題が事実で がある。 (前掲・ 誠実義務に違 南紀白浜アド ある程度 内部告発 東 (前

その一は、法律が特に労働者に法律違反の事的な場合として、以下をあげることができる。内部告発が正当化される場合がある。その例外もっとも、内部通報をしなかったとしても、

事件、前掲・マンナ運輸事件)。 掲・カテリーナビルディング(日本ハウズイング) 掲・カテリーナビルディング(日本ハウズイング) 監督署に対する申告は正当とされている(前 実を行政機関に対して申告することを義務づけ、

は許されるとしている。その二は、弁護士等に相談する場合である。その二は、弁護士等に相談する場合であると五八号五七頁)は、いじめや差別などがあると五八号五七頁)は、いじめや差別などがあると五八号五七頁)は、いじめや差別などがあると五八号五七頁)は、いじめや差別などがあるとしている。

大の三は、内部告発の内容が重大な犯罪を構 その三は、内部告発の内容が重大な犯罪を構 をはさむけれども、真相の解明や市民に対する がえたこと等から不正を正すという目的に疑義 をはさむけれども、真相の解明や市民に対する をはさむけれども、真相の解明や市民に対する をはさむけれども、真相の解明や市民に対する をはさむけれども、真相の解明や市民に対する をはさむけれども、真相の解明や市民に対する をはさむけれども、真相の解明や市民に対する をはさむけれども、真相の解明や市民に対する

ことなく直接通商産業大臣に対して内容証明郵 とされている。 便を送付したとしても、格別不当な行為であっ 号一四〇頁) がある場合である。まず、 たということはできない」としている。 0 いては、 その四は、 (広島高判平一四・四・二四労働判例八四九 内部通報をしなかったとしても正当 は、 内部通報ができない合理的な理由 たとえば、 「上司等内部の者に相談する 行政機関への通報に 学校法人古沢学園事 行政機

いえよう。業にとっては情報伝播による不利益が小さいとえた秘密として秘密保持義務を課せられること関の職員は、マスコミ等と違って、職務上知り

件は、 せずに外部の報道機関に内部告発したことは無 もなく発言力も乏しかったとして、 法運賃収受が会社ぐるみで、 ったと認定したうえで、 に何らかの措置を講じた可能性はきわめて低か を聞き入れて本件ヤミカルテルの廃止等のため であるとしている。また、前掲・トナミ運輸事 として、内部通報を欠いた通報であっても正当 浄作用を期待する点からみても、 合、 前掲・大阪いずみ市民生協(内部告発) っても正当とする裁判例もあらわれてきている。 全体で行なわれていたこと、 合については、内部通報をしない内部告発であ 業務執行権を有する被告らに期待できない からぬことというべきであると判断している。 また、会社ぐるみで犯罪が行なわれて 総代会に問題提起するのは、 内部で努力したとしても、 ヤミカルテルおよび違 労働者が管理職 さらには運送業界 告発による自 使用者がこれ むしろ当然 内部通 事件は いる場

②情報収集方法

に開示することは機密保持義務違反となる。た働者がそれらの秘密を不正に取得したり、外部事項として管理されていることが多いため、労内部告発の情報源は、企業内部において秘密

者HP)事件)。

者HP)事件)。

本経済新聞社(記念の対象になる(前掲・日本経済新聞社(記の分の対象になる(前掲・日本経済新聞社(記処分の対象になる(前掲・日本経済新聞社(記をされている会社の情報を公開したことは懲戒とされている会社の情報を公開したことは懲戒とされている会社の情報を公開したことは懲戒とされている会社の情報を公開したことは懲戒とさば、元役員が人事問題等の会社内部情報をとえば、元役員が人事問題等の会社内部情報をとえば、元役員が人事問題等の会社内部情報をとえば、元役員が人事問題等の会社内部情報をとれている会社の情報を公開したことは懲戒

本市民生協 (内部告発) 事件)。 もっとも、秘密情報の持ち出し行為を厳格に を療法人毅峰会事件、前掲・医療法人思誠会(富 医療法人毅峰会事件、前掲・医療法人思誠会(富 医療法人毅峰会事件、前掲・医療法人思誠会(富 とできないとした裁判例が参考になる(前掲・ があったとしても、懲戒解雇が正当化されるわ があったとしても、必然解雇が正当化されるわ があったとしても、必然解雇が正当化されるわ があったとしても、必然解雇が正当化されるわ があったとしても、必然解雇が正当化されるわ のもある(前掲・大阪いず

悪質なものと解されず、懲戒解雇事由には該当時5出し行為をめぐって評価が分かれている。 ま判決は、形式的には「窃盗」に該当するとして、懲業規則に定める「窃盗」に該当するとして、懲業規則に定める「窃盗」に該当するとして、懲業がし、前掲・宮崎信用金庫事件では、資料ただし、前掲・宮崎信用金庫事件では、資料

があるだろう。 法の相当性などの観点から慎重に検討する必要は、告発内容、資料収集の必要性、資料収集方しないと判断した。秘密保持義務違反について

四 おわりに

このような制度設計では「仏作って魂入れず」 うな特別な配慮が必要であると思われる。内部 用にあたっては、公益通報者を萎縮させないよ が強く、 要がある。 年四月一日に施行され、 といった事態に陥りかねない。 通報制度を導入する企業が増加したとしても、 行政機関の取り締まりに対する援助という側面 益通報者保護法」という名称にもかかわらず、 めて限定的な内容になっている。同法は、「公 実、事業者外部への通報の要件等についてきわ 益通報者の保護を明確化したとはいえ、従来の について、その意義・役割を積極的に認め、公 今後も同法の運用実態について検討していく必 裁判例と比較しても、通報対象者、通報対象事 て必要な措置を講ずるとされていることから、 公益通報者保護法は、 公益通報を制限しかねない。同法の運 施行後五年を目途とし 労働者による公益通報 同法は平成一八

とによって職場の同僚に迷惑をかけてしまう、なくなることを願う一方で、内部告発をするこことも事実である。労働者は企業の不正行為が内部告発という行為に心理的な抵抗感が強い

ンス体制を構築することが求められる。とれるのにするとともに、自主的にコンプライアは、内部通報制度を労働者にとって信頼性のあ部に公益通報をしなくて済むためにも、企業に決が整備されたとしても、内部告発が積極的に みをかかえている。そのため、公益通報者保護会社がつぶれてしまうかもしれないといった悩

- (3)同法の立法経緯については、 (2) イギリス公益情報開示法については、 (1) 内部告発の問題を総合的に検討する文献として 『コンプライアンスと内部告発』(日本労務研究会 自由と正義五五巻四号(二〇〇四年) 哉 (二〇〇三年) 二〇頁、 ギリス公益情報開示法」労働法律旬報一五四五号 宮本一子『内部告発の時代』(花伝社、二〇〇二年)。 ロウワァー)の法的設計』(信山社、二〇〇三年)、 法律旬報一五七八(二〇〇四年)一一頁、 大内伸哉・小島浩・男澤才樹・竹地潔・國武英生 二〇〇四年)、阿部泰隆『内部告発(ホイッスルブ (訳・有田謙司)「雇用における言論の自由」労働 「英国における公益通報者保護の現状と課題 ルーシー・ヴィッカーズ 大内他·前掲書 七八頁。 拙稿「イ 柏尾哲
- 保護法」ジュリスト一二七四号(二〇〇四年)六、4)同法は、一定の要件を満たす場合には、事業者いと説明するものもある(上村秀紀「公益通報者いと説明するものもある(上村秀紀「公益通報者いと説明するものもある(上村秀紀「公益通報者」の選供を満たす場合には、事業者

六七頁以下参照。

九頁)。

- (5) 内部告発者保護の仕組みを検討した文献として (6) 株主オンブズマン「公益通報者保護法案の評価 落合誠 策研究 //www 1.neweb.ne.jp/wa/kabuombu/040611-1.pdf) ° とヘルプラインの設置・運用状況について」(http: 報者保護制度について」自由と正義五五巻四号(二 森岡孝二「公益通報者支援センターの活動と公益 課題」季刊労働法二〇八号(二〇〇五年)六一頁。 の課題」法律のひろば(二〇〇五年)三四頁、 働法」日本労働研究雑誌五三〇号 (二〇〇四年) 〇〇四年)一〇二頁、 (二〇〇四年) 六頁、 報者保護法案の問題点」労働法律旬報一五七二号 五四五号 (二〇〇三年) 者保護制度をめぐる現状と課題」労働法律旬報一 五七号 (二〇〇三年) 八頁、 通報者保護法制の在り方』「法政策学の試み――法政 村博「CSRにおける公益通報者保護法の意義と 一頁、升田純「公益通報者保護法の評価と今後 (第六集)』(信山社、二〇〇三年) 二九頁 「公益通報者保護制度の論点」NBL七 浅岡美恵「あるべき公益通 水谷英夫「『内部告発』と労 六頁、 宮本一子「公益通報 城塚健之「公益通 中
- 二二頁)。
 大阪地堺支判平一五・六・一八労働判例八五五号ている(大阪いずみ市民生協(内部告発)事件・ている(大阪いずみ市民生協(内部告発)事件・
- 8) 同法とイギリス公益情報開示法との比較についる。 ○五年)二七頁。

- (9)裁判例の傾向については、島田陽一「労働者の(9)裁判例の傾向については、島田陽一「労働者の不正の○三年)五頁、土田道夫「顧客信用情報の不正取得および第三者に対する開示を理由とする懲戒取得および第三者に対する開示を理由とする懲戒取得および第三者に対する開示を理由とする懲戒取得および第三者に対する開示を理由とする懲戒解雇」判例時報一八三四号(二〇三年)大頁も参照。
- 10 がある。 る見解 働法律旬報一五四五号(二〇〇三年)一三頁など 告発権の法理的検討と法制化に向けての課題」労 範を擁護する義務に求める見解(豊川義明「内部 〇〇三年)二一九頁、憲法九九条の国民の憲法規 管理と内部告発者保護制度」 彦根論叢三四二号 (二) 現の自由に求める見解(大和田敢太「企業リスク 労働法学会誌一〇五号〈二〇〇五年〉七〇頁)、表 問題―公益通報者保護法に関連させて――」日本 福祉に求める見解(小宮文人「内部告発の法的諸 自由に求める見解(土田・前掲二〇二頁)、公共の の人格権ないし人格的利益に配慮する義務に求め 内部告発の規範的根拠につき学説上は、 (島田・前掲一五頁)、公共の福祉と表現の 労働者
- 協(内部告発)事件)。 孝慮する裁判例もある(前掲・大阪いずみ市民生 体の当該組織体等にとっての重要性という観点を (22) これらの判断基準に加えて、内部告発の内容自

規制法六六条の四等がある。 家内労働法三二条、派遣法四九条の三、原子炉等家内労働法三二条、派遣法四九条の三、原子炉等

(くにたけ ひでお)